

## ○給水装置の構造及び材質の基準に関する規程

平成10年3月20日

水道局管理規程第2号

改正 平成15年1月22日水道局管規程第3号

平成24年10月5日水道局管規程第6号

平成26年4月1日水道局管規程第5号

令和元年12月20日上下水道局管理規程第5号

### (目的)

第1条 この規程は、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第6条に定めるもののほか、宜野湾市水道事業給水条例(平成9年宜野湾市条例第21号)第6条の規定に基づき、給水装置の構造及び材質の基準を定めることを目的とする。

### (給水装置の構造)

第2条 給水装置は、給水管及びこれに直結する分水栓、T字管、止水栓、仕切弁、市の水道メーター(以下「メーター」という。)、給水栓並びにその他の附属器具をもって構成するものとし、任意に取りはずしのできるゴムホース等は含まれない。

2 給水装置は、当該給水装置以外の水管その他汚染のおそれのある設備と直結してはならない。

### (給水管の口径)

第3条 給水管の口径は、配水管の水圧及び水量並びに当該給水装置の所要水量に比して適正でなければならない。

### (給水装置の材質)

第4条 給水装置の材質は、「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」(平成9年厚生省令第14号)に適合しなければならない。

### (給水方式)

第5条 給水は、配水管の水圧をそのまま利用し直結直圧式とするが、次の各号の一に該当するときは、受水槽式とする。

(1) 一時に多量の水を使用するものや、使用水量の変動が大きい施設、建物等の場合

(2) 給水装置設置場所における配水管の最小動水圧により直結給水が困難な場合

(3) 常時一定の水を必要とする場合

(4) 断、減水時でも一定量の保安用水を必要とする場合

(5) 6階以上の高さの建物に給水する場合

(6) その他上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)が必要と認めた場合

2 前項に規定する受水槽の構造、位置、容量等については、その他指針によるものとする。

- 3 その他市配水管の水圧の変動又は渇水期等において給水不能な事態が生じた場合は、各需要者の負担で受水槽施設を設置するものとする。

(分岐)

第6条 配水管からの分岐は、サドル分水栓、割T字管又はT字管によるものとし、ポリスリーブ等により被覆するものとする。

- 2 給水管は、原則として配水管から分岐するものとする。
- 3 給水管の口径は、分岐される配水管の口径より小さいものとする。
- 4 給水管の口径が50ミリメートル以下の場合には、サドル分水栓を用いて分岐するものとする。
- 5 給水管の口径が75ミリメートル以上の場合には、割T字管又はT字管を用いて分岐するものとする。
- 6 異形管には、サドル分水栓等の取り付けはできないものとする。
- 7 継手端面及び他の給水管の分岐位置との間隔は30センチメートル以上とする。

(メーターまでの給水管)

第7条 給水管は、ダクタイル鋳鉄管 (DIP) 又はポリエチレン1種2層管 (PP) とする。ただし、ポリエチレン1種2層管 (PP) の場合は、管探知用のロケーティングワイヤーを同時布設するものとする。

- (1) 給水管の埋設深度は0.6メートル以上とし、道路管理者の指示によるものとする。
- (2) 道路の側溝等を横断する場合は原則として下越しとするが、道路管理者の同意を得て他の方法を選定することができる。
- (3) メーター取付け立ち上がり部分は硬質塩化ビニル管 (HIVP) 又は硬質塩化ビニルライニング鋼管 (SGP-VB、SGP-VD) とする。

(布設)

第8条 給水管の布設に当たっては、水質が汚染されるおそれがなく、維持管理に支障ない位置を選定しなければならない。

(止水栓又は仕切弁)

第9条 給水装置の止水栓又は仕切弁は、維持管理上敷地内に最も近い道路側に設置し、止水栓筐、弁筐で保護するものとする。ただし、道路管理者の指示によるものはその限りでない。

(メーターの設置)

第10条 メーターの設置位置は、原則として道路境界線に最も近接した敷地部分 (敷地境界線より、おおむね1.5メートル以内) で、メーターの検針及び取替え作業が容易であり、かつ、メーターの損傷及び汚染のおそれがない場所とする。

- (1) メーターの設置方法は、ブロック塀等に固定した立ち上がり方式または壁埋め込み方式のいずれかの方式とするが、やむをえずメーターを地中に設置する場合は、鋳鉄製、プラスチック製、コンクリート製等のメーターます又はメーター室に入れ

ること。

- (2) メーターの上流側に鍵付き伸縮止水栓、下流側に逆流対策を備えた器具等を取り付けること。
- (3) メーターの適正流量を一時的に超える受水装置については、流量調整器を設置すること。

(補則)

第11条 この規程に定めのない事項については、管理者の指示するところによる。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成15年1月22日水道局管規程第3号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年10月5日水道局管規程第6号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年4月1日水道局管規程第5号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月20日水道局管規程第5号）

この規程は、公布の日から施行する。